



もうすぐできるよ！みんなの庁舎

庁舎新築工事の仮囲いに、市内の子どもの作品を展示する「新庁舎仮囲い子ども美術展」を開催します。

新庁舎の基本理念「人と地域を大切にす未来に“つなぐ”みんなの庁舎」に基づき、多くの方に新庁舎に関心を持ってもらい、みんなの庁舎として親しみを感ずってもらうため、幼稚園児や小中学生の作品を印刷して仮囲いに展示しています。ぜひご覧ください。

■**展示場所** 庁舎新築工事現場の仮囲い(市道あけぼの東山2号線 歩道沿い)

■**展示予定期間** 11月頃まで

■**展示作品** 市立幼稚園・小中学校の皆さんの作品 109点

※工事の進捗状況や内部の様子は、ホームページや庁舎新築工事かわら版、YouTubeで公開しています。

□ <https://www.city.tanabe.lg.jp/choshaseibi>



新庁舎完成まであと8か月(8月1日現在)

救急医療・救急業務に関する各種イベントを開催します

9月9日は救急の日です。救急医療や救急業務に対する理解と認識を深め、応急手当の重要性を知っていただくため、次の行事を開催します。ラジオ放送や街頭では、救急車の適正利用や救急安心センター(＃7119)などの広報を行います。

【ラジオ放送】

①9月1日(金) (FM TANABE)

②9月6日(水) (和歌山放送)

③9月9日(土) 9時30分

④12月20分～12時30分

【街頭広報】

うちわや応急手当講習テキストの配布を行います。

①9月4日(月)

②10時30分～11時30分

③9月7日(木)

【救急功労者表彰式】

医療従事者等で救急医療や救急業務について、特に功績のあった方々を表彰します。

①9月7日(木)

②市長表彰1名

③市長・医師会長連名表彰3名

【上級救命講習会】

①9月9日(土) 9時～16時

消防本部3階「講堂」

①心肺蘇生、外傷の応急手当、搬送法等

②中学生以上の方

③30名「先着」

④8月31日(木)までに、龍神分署(☎0739-78-0119)へお申し込みください。

⑤その他 事前学習として、ホームページ内の「eラーニング救命講習・上級救命講習編」を受講してください。

⑥田辺市救急医療週間推進協議会事務局(消防本部 田辺消防署) ☎0739-(22)0119

□ <https://www.city.tanabe.lg.jp/shoubo/e-raning.html>



住民税非課税世帯等支援金を支給します

■**支給額** 1世帯当たり3万円
①**住民税非課税世帯** 基準日(令和5年6月1日)において世帯全員の令和5年度分の住民税が

非課税の世帯

②**家計急変世帯** 令和5年1月～9月に家計が急変し、①と同様と認められる世帯

③①の対象となる方には順次確認書を送付しています。9月30日(土)までに確認書を返信してください。

④②の対象となる方は、申請が必要です。9月30日(土)までに申請書類を左記へ提出してください。

申請書は福祉課で配布するほか、ホームページからも取得できます。一定の要件がありますので、詳しくはホームページをご覧ください。

■DV等で避難されている方へ

DV等で田辺市に避難されている方は、田辺市住民税非課税世帯等支援金窓口(☎0739-33-7440)へお問い合わせください。

①**住民税非課税世帯等支援金コールセンター**(平日9時～17時、10月13日まで) ☎0120(300)620

□ <https://www.city.tanabe.lg.jp/fukushi/juminzei-hikazei-R5.html>

移住者のための空き家改修を補助します

県外からの移住に際し、居住するための空き家改修を行う場合、その改修費を補助します。詳しくはホームページをご覧ください。

【**まちなか移住推進空き家活用事業補助金**】

■**対象地域** 旧田辺市(秋津川・上野・長野・伏菟野を除く。)

■**補助金額** 空き家の改修に要する金額の3分の2(上限80万円)

【**移住推進空き家改修支援事業費補助金**】

■**対象地域** 旧田辺市のうち秋津川・上野・長野・伏菟野及び龍神・中辺路・大塔・本宮地域

■**補助金額** 空き家の改修に要する金額から県補助金を除いた金額の2分の1(上限80万円)

※申請者は売買・賃貸契約締結の前に左記へお問い合わせください。⑥たなへ営業室 移住定住推進係(本庁舎3階)

☎0739(33)7714

□ <https://www.city.tanabe.lg.jp/tanabeigyou/index.html>

8月の納税等

- 市県民税・普通徴収…第2期分、年金特別徴収…8月徴収分、給与特別徴収…7月徴収分
 - 国民健康保険税 普通徴収…第2期分、特別徴収…8月徴収分
 - 介護保険料 普通徴収…第2期分、特別徴収…8月徴収分
 - 後期高齢者医療保険料 普通徴収…第2期分、特別徴収…8月徴収分
- ※納期限後の納付は、督促手数料及び延滞金を加算する場合があります。

市の人口 令和5年6月末現在

人口	男 32,386人 (-7)	
	女 36,491人 (-29)	
	計 68,877人 (-36)	
世帯数	34,880世帯 (-12)	
	※()内は前月比	
6月の出生	男 16人	女 7人

みんながまちづくり補助金の2次募集をします

【施設整備補助】(ハード事業)

■**補助対象事業** 令和5年4月1日～令和6年3月31日に民間が所有する用地に公共性の高い施設等を整備する事業

■**補助金額** 補助対象経費の4分の3以内(上限100万円)

【**事業実施補助**】(ソフト事業)

■**補助対象事業** 令和5年4月1日～令和6年3月31日に実施する公益に寄与する地域づくり事業

■**補助金額** 補助対象経費の2分の1以内(上限50万円)

【共通事項】

①市内で地域づくりに取り組み、市民により組織された団体

②9月1日(金)～10月2日(月)に、申請書等を左記へ提出してください。

③申請書は左記で配布するか、ホームページからも取得できます。

④自治振興課 市民活動係(本庁舎3階)

☎0739(26)9911

□ <https://www.city.tanabe.lg.jp/jichi/index.html>

◇各行政局 総務課 ☎19ページ参照

医療費助成制度のお知らせ

次の助成制度の対象の方で、現在助成を受けていない方は、下記へお問い合わせください。

- 【子ども医療費助成制度】
 医療費の自己負担分を助成
 ① 中学校卒業まで（15歳到達日以後の最初の3月31日まで）の子ども（所得制限なし）
- 【ひとり親家庭等医療費助成制度】
 医療費の自己負担分を助成
 ② 配偶者のいない方で、18歳以下（18歳到達日以後の最初の3月31日まで）の子どもを扶養している方及びその子ども（所得制限あり）
- 【老人医療費助成制度】
 医療費の自己負担分（3割）のうち1割を助成
 ③ 67歳～69歳の方。ただし、市民税非課税世帯で、収入（1年間の収入が1人世帯の場合140万円以下など）や資産（預貯金等の金融資産、不動産など）、扶養についての受給資格要件あり。
- 【精神障害者通院医療費助成制度】
 ④ 当該医療を受けた場合の自己負担額（原則1割）を助成
- ⑤ 自立支援医療（精神通院）受給

者証をお持ちの方

- 【重度障害者等医療費助成制度】
 ⑥ 医療費の自己負担分を助成（身体障害者手帳3級の方は入院医療費のみ対象）
- ⑦ 65歳までに身体障害者手帳（1～3級）又は精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aを取得された方、特別児童扶養手当1級を受給されている方（所得制限あり）
- 【各助成制度の受給者証をお持ちの方へ】

重度障害者等医療、老人医療の受給者証が8月1日⑧から新しくなります。医療機関で受診される際には、必ず新しい受給者証を提示してください。

また、過去5年間に県外での受診等により、医療費（保険診療分のみ）を支払っている場合は、払戻しの申請ができますので、受診時の領収書・振込先の分かるものを持参の上、左記又は各行政局住民福祉課（19ページ参照）で申請してください。

特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当の現況届を提出してください

8月31日⑨までに下記又は各行

政局住民福祉課（19ページ参照）へ現況届を提出してください。対象の方には8月初旬に案内を郵送します。

現況届を未提出の場合は、8月以降の手当を受けることができなくなりますのでご注意ください。

手当の種類	対象	支給額（月額）
特別障害者手当	在宅で重度の重複障害（国民年金法における1級の障害が重複する程度等）により、日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳以上の方。（医療機関に継続して3か月を超えて入院している方は対象外。）所得制限あり。	2万7,980円
障害児福祉手当	在宅で重度の障害（身体障害者手帳1級程度等）により、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方。所得制限あり。	1万5,220円
特別児童扶養手当	在宅で身体や知的又は精神に中程度以上の障害がある20歳未満の児童を養育している方。所得制限あり。	1級：5万3,700円 2級：3万5,760円

有料広告 広告主及び広告内容については、市が推奨等するものではありません。広告内容についてのお問合せは、直接広告主をお願いします。

有料広告

2 枠連結（縦 46mm × 横 174mm）

やさしさひろがる 人権の④

第8回 外国人にも優しいまち



徐々に外国人観光客が増えてきていますね。令和6年には「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産登録20周年の節目を迎え、田辺市を訪れる外国人観光客がさらに増えることが予想されます。

私たちも外国の方と接する機会が多くなると思います。もしかしたらバス停で困っている外国の方に会うことがあるかもしれません。皆さんは困っている外国の方を見かけた時、何かしなければという思いはあってもなかなか行動に移せなかったというような経験はありませんか。「外国語がうまく話せない」「声をかけるのが恥ずかしい」

など理由は様々だと思いますが、「誰かが助けてくれるかな」という思いで、傍観者になってしまったことはないでしょうか。

日本で暮らす（訪れる）外国の方が増える中、言葉や習慣の違いやコミュニケーション不足から、外国の方が地域社会で孤立したり、人権侵害を受けるといった事例が少なくありません。

誰もが暮らしやすいまちの実現のためには、お互いの文化や習慣の違いを正しく理解し、コミュニケーションを深めるとともに、それぞれの多様性を受け入れ、お互いを尊重し合うことが大切です。

一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち 田辺市をめざして

児童扶養手当の現況届を提出してください

8月31日⑩までに左記又は各行政局住民福祉課（19ページ参照）へ現況届を提出してください。対象の方には8月上旬に案内を郵送します。受給から5年経過した方等は、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書と関係書類も提出してください。

現況届を未提出の場合は、11月以降の手当の支給を受けることができなくなります。

また、現況届を未提出のまま2年間経過すると、受給権がなくなりますのでご注意ください。

⑪ 市民課庶務年金係（本庁舎2階）
 ☎0739（26）9925

国民健康保険「限度額適用認定証」の更新をお忘れなく

国保では、入院や高額な外来診療を受ける場合に、医療機関等の窓口での自己負担を所得に応じた限度額までとする限度額適用認定証を、申請により交付しています。

⑫ 限度額適用認定証は、毎年7月31日が有効期限となっています。

農地の有効利用に努めましょう

8月から、入院等で引き続き必要な方は、左記又は各行政局住民福祉課（19ページ参照）で更新の手続きをお願いします。なお、申請した月の初日から適用となります。

■ 申請に必要なもの

- ◇ 該当者の国保被保険者証
- ◇ マイナンバーカード又はその他本人確認書類
- ※ 国保税を滞納していると、限度額適用認定証を交付できない場合があります。

⑬ 保険課庶務係（本庁舎2階）
 ☎0739（26）9924

農地を所有している方は、草刈りなど、適正な管理が必要です。また、農地の売買や宅地等への転用については、農地法の許可が必要です。市農業委員会では、農地パトロールによる農地の利用状況や耕作放棄地の実態把握、農地の貸し借り等有効利用を進めています。農地の有効利用と耕作放棄地の発生防止にご協力をお願いします。

⑭ 農業委員会事務局（本庁舎別館1階）
 ☎0739（26）9946

事業者用分別指定袋の販売を行います

10月～令和6年3月末までの6か月分の事業者用分別指定袋の販売を次のとおり行います。

事業者本人又は代理人の方が、ごみ袋代金(ごみ処理手数料)を持参してください。

■販売を行っている場所及び期間

◇環境課(本庁舎2階)

9月1日(金)～5日(火)

◇廃棄物処理課・各行政局住民福祉課(19ページ参照)

9月1日(金)～令和6年3月29日(金)

■ごみ袋代金(ごみ処理手数料) 1セット各10枚入り880円(消費税込み)

■購入できるセット数

①燃えるごみ 11セット(110枚)まで

②資源ごみ・プラスチックごみ・埋立てごみ 合計4セット(40枚)まで

※セット内で部分購入もできます。 ※②は4セットの枠内で任意に選択し、購入することができます。

◇廃棄物処理課 廃棄物対策係(市ごみ処理場)

☎0739(24)6218

和歌山県下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験を行います

☎11月26日(日)

場和歌山商工会議所

☎8月10日(水)～9月1日(金)に、申込書を県下水道協会へ郵送(特定記録郵便)してください。申込書は8月10日(水)から左記等で配布します。

また、11月3日(金)祝に同会場希望者に受験講習を実施します。

◇環境課 生活排水係(本庁舎2階)

☎0739(26)9927

◇和歌山県下水道協会

〒640-8511

和歌山市七番丁23

☎073(435)1093

お盆の精霊送りについてお願い

市では、町内会と連携を図り、精霊送り後の一斉清掃等環境美化活動に取り組んでいます。精霊送りの際には、次のことを守ってください。

◇精霊送りの舟にバッテリーや乾電池・電球等を積んで流すことは、

計量器定期検査を行います

県では、計量法に基づき計量器(はかり)の定期検査を行っています。検査対象となるはかりを使用されている事業所の方で、前回検査を受けていない方は、8月31日(木)までに商工振興課へお問い合わせください。

日程等は、県のホームページをご覧ください。

◇商工振興課 商工労政係(本庁舎別館3階)

☎0739(26)9970

◇和歌山県商工観光労働総務課

☎073(441)2713

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060100/keiryoun1/web.htm

世界農業遺産「みなべ・田辺の梅システム」フォトコンテスト開催中!

■テーマ みなべ町や旧田辺市の景色、梅栽培や梅加工・製炭などの作業風景、伝統的な農耕祭事、生息する生き物等

■入賞 12作品

■賞品 国内世界農業遺産認定地

環境汚染になりますので、舟を流す前に必ず取り外しましょう。

◇海浜や河原では、送り火やお線香にとどめ、果物などのお供え物は自宅でご処分しましょう。

※配置しているドラム缶には、陶磁器・焼却灰以外のものを入れな

いでください。 ◇田辺扇ヶ浜海水浴場内では、精霊送りはできません。

航空学生を募集します

■1次試験日 9月18日(月)祝

■受付締切日 9月7日(水)

場自衛隊和歌山地域協力本部庁舎

※3次試験まであります。

函◇日本国籍を有し、自衛隊法第38条第1項に該当しない方

◇海上自衛隊は18歳以上23歳未満の方、航空自衛隊は18歳以上21歳未満の高卒の方又は高専3年次修了者(見込み含む。)

場自衛隊田辺地域事務所

☎0739(24)6219

域特産品5000円相当

☎8月31日(木)「必着」までに、応募用紙を持参又は郵送していただくか、ホームページからお申し込みください。応募用紙は左記で配布するほか、ホームページからも取得できます。

■提出先 梅振興室(本庁舎別館2階)

〒646-8545 新屋敷町1

場みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会事務局(みなべ町うめ課内)

☎0739(33)9310

https://www.giabs-minabe.tanabe.jp/

森林の土地の取得、森林の伐採は届出が必要です

【森林の土地を取得したとき】

相続や売買などによって森林の土地を新たに取得したときは、届出が必要です。

函売買や相続等により森林の土地を新たに取得した個人・団体

■届出期日 土地の所有者となった日から90日以内

■届出方法 届出書等を下記へ提出してください。届出書はホームページから取得できます。

【森林の立木を伐採するとき】

森林の立木を伐採するときは、伐採の届出・許可申請等が必要です。届出書はホームページから取得できます(今年度から、届出書の一部変更)。

なお、1ha以上の森林の開発行為を行う場合は、県への林地開発許可申請が必要です。

■普通林の場合

函県が定める地域森林計画の対象となつている森林

※対象森林の確認は西牟婁振興局林務課(☎0739-126-7911)にお問い合わせください。

◇届出期日と提出先 伐採開始の30日以前までに左記へ届出

■保安林の場合

◇届出・許可申請の期日と提出先

・間伐又は人工林の択伐 伐採する20日以前までに左記へ届出

・皆伐 伐採面積の限度公表日から30日以内に県へ許可申請

・天然林の択伐 伐採する30日前までに県へ許可申請

場山村林業課 林業振興係(大塔

行政局2階)

☎0739(48)0303

https://www.city.tanabe.lg.jp/sanson/index.html

主な電話番号等

■田辺市役所 〒646-8545 新屋敷町1

☎0739-22-5300(代) ㊚0739-22-5310

■市民総合センター 〒646-0028 高雄一丁目23-1

☎0739-26-4900(代) ㊚0739-26-4914

■龍神行政局 〒645-0415 龍神村西376

☎0739-78-0111(代) ㊚0739-78-0116

■中辺路行政局 〒646-1492 中辺路町栗栖川396-1

☎0739-64-0500(代) ㊚0739-64-0966

■大塔行政局 〒646-1192 鮎川2567-1

☎0739-48-0301(代) ㊚0739-49-0359

■本宮行政局 〒647-1792 本宮町本宮219

☎0735-42-0070(代) ㊚0735-42-0239

■市水道事業所 〒646-0028 高雄三丁目18-1

☎0739-24-0011(代) ㊚0739-24-7910

■市ごみ処理場 〒646-0053 元町2291-6

☎0739-24-6218(代) ㊚0739-24-4068

電話案内サービス

■防災行政テレフォンガイド

☎0120-963-910

※防災行政無線の放送内容が確認できる電話案内サービスです。

■救急安心センター ☎#7119

※つながりにくい場合は、市消防本部(☎0739-22-0119)へご連絡ください。

休日急患診療

場田辺広域休日急患診療所(市民総合センター玄関右側)

内内科、小児科、歯科の応急診療

日時(祝) 9時～11時30分、13時～16時

(※小児科のみ、(土)18時～21時30分も診療を行っています。)

☎0739-26-4909



防災行政メール等



全国版救急受診ガイド「Q助」